

◇厚生労働大臣が定める揭示事項◇

1. 入院基本料の看護職員数に関する事項

当院は、厚生労働大臣が定める基準による「基本診療料の施設基準等」により、基準に適合している保険医療機関です。

- ・ 2階病棟は、療養病棟入院基本料1(46床)を届け出しています。
1日に6人以上の看護職員(看護師及び准看護師)と8人以上の看護補助者が勤務しております。
時間帯毎の配置は次のとおりです。
 - ・ 朝9時～夕方17時まで、看護職員1人当たりの受持ち数は 11 人以内です。
 - ・ 夕方17時～朝9時まで、看護職員1人当たりの受持ち数は 30 人以内です。
- ・ 3階病棟は、療養病棟入院基本料1(60床)を届け出しています。
1日に6人以上の看護職員(看護師及び准看護師)と8人以上の看護補助者が勤務しております。
時間帯毎の配置は次のとおりです。
 - ・ 朝9時～夕方17時まで、看護職員1人当たりの受持ち数は 12 人以内です。
 - ・ 夕方17時～朝9時まで、看護職員1人当たりの受持ち数は 45 人以内です。
- ・ 4階病棟は、療養病棟入院基本料1(47床)を届け出しています。
1日に6人以上の看護職員(看護師及び准看護師)と7人以上の看護補助者が勤務しております。
時間帯毎の配置は次のとおりです。
 - ・ 朝9時～夕方17時まで、看護職員1人当たりの受持ち数は 12 人以内です。
 - ・ 夕方17時～朝9時まで、看護職員1人当たりの受持ち数は 37 人以内です。
- ・ 5階病棟は、療養病棟入院基本料1(56床)を届け出しています。
1日に7人以上の看護職員(看護師及び准看護師)と7人以上の看護補助者が勤務しております。
時間帯毎の配置は次のとおりです。
 - ・ 朝9時～夕方17時まで、看護職員1人当たりの受持ち数は 12 人以内です。
 - ・ 夕方17時～朝9時まで、看護職員1人当たりの受持ち数は 43 人以内です。

2. 東海北陸厚生局長への届出に関する事項

当院は、次の施設基準に適合している旨の届出を行っております。

- ・ 療養病棟入院基本料1 ・ 療養病棟療養環境加算2 (5階病棟)
- ・ 入院時食事療養 (I) ・ 入院時生活療養 (I)
- ・ 脳血管疾患等リハビリテーション料 (II) ・ 運動器リハビリテーション料 (II)
- ・ 呼吸器リハビリテーション料 (II) ・ CT撮影 (16列)
- ・ データ提出加算1・3 ・ 診療録管理体制加算3
- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料 (I) ・ 入院ベースアップ評価料18

3. 明細書の発行に関する事項

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

また、公費負担医療の受給者で自己負担の無い方についても明細書を無料で発行しています。

なお、明細書には使用した薬剤や検査項目が記載されるため、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて明細書の発行を希望されない方はその旨を会計窓口にお申し出ください。

4. 保険外負担に関する事項

当院では、以下の項目について、その使用に応じた実費の負担をお願い致しております。

病衣貸出代 (洗濯含む)	76 円/日	テレビ貸出代	220 円/日
一人個室使用料[計 3 床] (200・300・400 号室)	5,500 円/日	二人個室使用料[計 20 床] (201・202・203・205・206・207・305・313・405・413 号室)	2,200 円/日
診断書、証明書等作成料	1,100 円～5,500 円 (詳細は別紙参照)		

※室料差額について、病状により個室入室を医師が指示した場合は徴収致しません。

5. 費用の徴収等が認められていない項目については以下のとおりです。

- ① 介護料や衛生材料費等、治療行為及びそれに密接したサービス等を患者様から費用を徴収すること
- ② 患者様およびご家族のご負担による付き添い看護
- ③ 寝具貸与に係る費用の徴収
- ④ 施設管理費、雑費など曖昧な名目での費用徴収

上記内容についてご不明な点は、1階受付にてお気軽にお尋ねください。